慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	仏国憲政の研究
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.12 (1915. 12) ,p.1425(99)- 1445(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151201-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

富者と 衝突の ば に英國と云ふも、生活並に精神の統一よに置くことを妨げられたるものと云ふ可 今や國民に依て自覺せら 民主政治、 組織の行はる ず。 立ち 利己 しも 單 17 3 ば 貧者 記 然 的 のなり 7 一なる國民に非ず 臆 なら も彼等は無識 量、 心とを駆げ に依 國民的任務 せら 0 T ず o は > までは、 て \$2 斯る事 今日 又必ず たる所 事 國民 英國 業に 7 を遺憾なく 産業上の れた 協力 的 愛國 疑惑弁に過去に しも愛國心に飲 なる 是等國民 17 か 3 今囘の戰爭に 既往 礎石を産業上 於て 50 心は かき する 可 17 英國人 從來國 暴露し 豫 於 0 12 %備兵とする 機 2 V 3 會 ---ら見れての問題 けるに の地步 於 必 民 12 依 如 あり を得ざ が何は 水れ ける J. 6 T * 2 *

うるて和プ の階茲み階

___ 71 於ける ı 24 7

> の悪に員をさいるて和ソッには、時た物に問れを事遂閑レ原級にはで常件に暇し即の於て 原級にを級則の於以に レかズ 作に限した何のし てずる を感 てて依 Z 時ににざら 8 ŀ いはす際等時な廣情かし T 期薄於るず てを、其生何れ會の代る、得一戰を故どす用に解 て編 等つ 0 逢と 言 する新 6 b 既對於に すけ亨 ○方等も 8 3 た人坑如軍 - D 共にののうの 3 14 主ク すに政り征。國府とし とル 統 つ語從 他樂ににて · AL つフ 0)

憲政 0) 研 究

村 田 岩

と長所 五五 | 一元老院對代議院| | 一元老院對代議院| | 一大選舉區制度と小郷 | 五年の共和國基本法 | 五年の共和國基本法 | 五年の共和國基本法

足せ 350 して 30 八九 佛蘭西 國民 办 年 暴君政治倒 第三級民の 獨裁政治の時代もあ 6 13 0 3 め É 90 立憲 なる 0 人 權 而 は 然政治 宣言 8 し れて暴民 利 0 は立 て暴民政治之に 17 権を蹂躪したること Ŀ L 治 0) ----憲 τ の淵源を成 時所 の後終に佛蘭西人 は有 6 300 無政 和 ゆる 政 宣言に 貴 體 府の狀態に 쒜 及族僧侶等 す なり。 代はれること 度を實驗 B 0 8 は あ 七七 を満 在り 跋扈 L b

> 0 如 き規定有り

- す。 は 生來自 曲 21 して平等 の權 利を享有
- 利を保 0 17 權利 財産權、 しんべ が障するに を云ふ。 7 17 0 安全 讓 在 渡 す可聞 權 6 並に壓制に から 0 然 目 的さ 0 ざる 權利 寸 自然の權 對する反 3 所 は神
- Ξ 任 ることなし あ 主權 るに非ざれば何 は人民に 在りの 人 b 人民 何等 0 0 權 明示的の委 威 E 有 す
- 3 3 0 同 ~ 0 U 3 得るを云 自由 0 之が 7 は他人 利 限界を定むるも 3 の享有を妨げざる限り 放を に自然權 害 th. 3" る 一切の行い 0 は 唯 法 自 山な 他 律 為を 有 人
- <u>F</u>. 爲を禁 止することを得ずっ は社會を害するもの 而し ン外 τ 法 وسيم 切の 律 0

第十二號

すの 義務な 叉法律 ざる行為 の命せざる事項は何人も之を為は何人も之を妨ぐることを

- をも設くるを得す。 0 ての地位官職に就くことを得べく、 利を有す。 ~ 德性 T の公民は其の能力に應じて均しく總 は 直接間接法律の制定に參與は社會總意思の表現なり。 天禀に基く 法律は萬人に平等なるべし。 80 > 制定に参與する 外如何 なる差別 総べて 其の
- 七 何人も の行はるゝ 法律の規定する手續に從ふに非ざる限り 法律の規定する 告訴、 律は嚴正且つ明白に必要なるもの を設く 以前に制定發布せられたる法律 逮捕、 可か らず。 投獄せらるゝことなし 一定の場合を除き、 何人も違法行 >
- に據る せらる こことなし。
- の宣告なき限り、 何人も無辜の良

酷の収扱を爲す可 ある場合に於ても必要なる範圍を越にて帯民で推定せらるゝを以て法律は逮捕の必要 からず。

- 害せざる限り 迫害を受くることなし。 ざる限り宗教上、其他の意見の爲めに何人と雖も法律の保障する公の秩序を 宗教上、
- 十一) 思想と意見の自由なる変換は人の最 も貴重なる權利の一なり。
- ナニ s n 爲めに 随つて公権力は總べての人の爲めに設定せ障するが爲には公権力の維持を必要とす。 其の委託を受くる者の個人 人として、 行用せられざるべし。 又公民さしての權利を 的利得
- さす。公課は負擔能力に比例して公民の間する為めには一般人民に對する公課を必要十三) 公權力を維持し行政上の經費を支辯 とす。 に分配せらるべ
- ~ τ の公民は自身或は代人に依

3 の権利を有す 其の用途、 賦課の要否を査定し、 制當。 微收、 其の諸否を決定 期間を議定す

十五 を有す。 社會は官吏の行政報告を要求する 0

定なき社會には憲法なし。 権利の保障なく、 權力の 朋 確なる限

十七) つ相當の 白なる必要に出で、 人も之を奪はるゝことなし。但し公益の一七)財産權は神聖不可侵の權利にして 償を爲す場合は此の 法律の規定に從ひ 1 あ 耳. 明何

るものにして、

一七九一年九月三日の憲法の憲法は直接間接人權宣言の精神の發揚に努め き即ち其の直接の所産なりきの(註) 人權宣言の發布あ 6 て後制定せられたる共和 如72的

利宣言との關係に就ては Jellinek Die

第九卷

(一四三七)

側國憲政の研究

の人權宣言と米國諸州の憲法乃至權

を参照するを便どす Bürgerrechte

九一年の憲法は を死刑に處するに至りたるが爲めなり。 の新憲法には實に左の規定有りの の憲法 | 承り、九三年には終にルイ十六世は永續せざりき。是れ過激派の勢 3 儿三年

政府設けられ、督政府は議會の選定したる五名年の憲法と異なる所なく、國王に代りて新に督共和曆第三年の憲法も大體の精神に於ては九三 B の督政官より成り、各督政官は毎年改選せらる く定めなりき。 0 れか 「政府岩し人民 野心を滿足せし 保留するに至り の帝王となれり。 督政官さなり、自から後機者を選定するの 人民の最も神聖に 民の最も神聖にして又緊要なる權利なり、則ち人民に叛亂の權利を生ず。而して是 首座督政官が Ø 權利を侵害することあら **83** むる為めに 作ら彼は決して ナバ 斯~して彼は事 一八〇二年に ルトは帝王た は

となりぬ。一八五一年十二月二日 至り らしめ、 著しき進步を示したり。さればシャール十世にし則を認めたるが如き從來の王政憲法に比すれば 著しき進步を示したり。さればシャー なりしとは云へ、民選議院を設け、大臣責任の原 家は尚暫く 後佛巓西は再び舊ブルボン王家の支配を受くる んことを請はしめ、同年十二月二日ノート 、オルレアン公ルイ・フィリップ王位に就くにか不幸か事質は之に反して所謂七月革命とな 7. ムの大伽藍に戴冠式を撃げたり。 0) 普佛戰爭に際し佛國の軍隊にして獨軍を撃 しも イ・ナポ イ十八世の如く賢明なりしならばブルボン n 0 *b* 四年五月元老院をして己の佛國皇帝たら 王たるを以て甘んじたるにわらず。 更に一年の後又復帝政を實現し アン公ルイ・フィリ 其の權勢を維持し得たりしならん。 此の王政復古時代の憲法は欽定憲法 一八四八年には佛闎西は再び共和國 オーンをして事實上の獨裁官た Coup d'état 拿破崙失脚 ル・ダ

> 五年二月廿五日の法律となす。今二三主要の規總括的稱呼にして、其の最も重要なるものを七 發布せられしは尚は其れより十數で憲法の起草に着手せしめたるが 定を記せば左の如し。 し。七五年の憲法と称するは實は數個の法律の りき。七三年十 かならざりしならん。 ならんには帝政の崩壊決し 着手せしめたるが、一月議員の中より三 鬼に角一八七〇年九 ケ月の後なり 憲法の制定 十名を舉 て爾 W

元老院 Sénat 之を行使す。 「立法權は代議院 Chambre L. des députés 及び

通選舉に依つて選ばる。」 代議院議員は選舉法の 定むる所に從ひ

民議會に於ける絕對多數の投票に依りて選「共和國大統領 は 兩議院の合同會議たる國 舉せらる。其の任期は七年にして再選せら

を命ずることを得っ 大統領の命令は總て國務大臣の副署を要す」 領は元老院の同意を得て 代議院の解散

の責任を負ひ、 任を負擔す。」 は兩院に對し政府の政策に就いては 個々の行為に就ては各自に

認せり。 しにあらず。然かも今日は真て「より相嫉視したりとは云へ)の勢力は敢て 大拿破崙の舊制を復するに至りしも、 せざるを得ざりき。 院組織の議會を設け、 大革命以來憲法は屢々更改せられたるが 先ちて早く既に大臣の議會に 政府の手中に壟斷せんと欲したるも、 極の結果は民主々義の勝 府の手中に見ず、世は帝王神権説を主張し、發案灌とし、世は帝王神権説を主張し、發案灌としたりの 一八七五年 V 拿破崙三世出づるに及んで の憲法制定當時は復舊派の議會に對する責任を承 大臣責任の原則をも容認 拿破崙派の三派は 發案權を自己及 其の失脚 終に二 なり 互に w

即ち夫れ 等の諸派の勢力増進せるを見ても明白なり。 Républicains de 共和國 山 法々 即ち夫れ也。佛國に於て兩院合同制定者が解釋者たるを本則とす。 機關をして憲法解釋の任に常ら を特別に設くる國方り。北米合衆國の如く司 憲法の修正を議す。 召集す 一ケ る場合亦然りとす。一八七五年七月 は憲法改正の場合に止まらず。 立法部の二院はベル さて憲法を更改し解釋するの權は國會に存し 規に 國には副大統領あるも べし Socialistes unifiés, 曰く、「大統領は其の任期の滿 に於て後繼者の選舉 たるいか。Réactionnaires して 80 gauche, Radicaux, Radicaux-so-大統領の召 墺地利の如 ユに合 Socialistes indépendent 集なき時は の為め國民 動的に集會 十七月十六日の憲 同の會議 く憲法解釋機關 L 同會議を開きて 佛國には之あら 佛國の制度は むる國 の勢力 十六日 を開く 有り。 40 議會 に先つ 法 y

卵國憲政の研究

第三條並に第 は何ぞや?一八七五年二月二十五日の憲法々規 項の規定は次の如しの て実 佛國 の勢力微弱なるを免れず。二個の規定と の大統領は憲法上二個 六條の規定是なり。 の規定有るに由 同法第三條未

blique doit 條第六項) Chacun être contresigne par un ministre.(匠 actes du Président de la Répu-

又同法第六條の規定は左の如し。 devant les Chambres de la politique gouvernement, personnels. (同條第一項) res de la politique générale et individuellement de leurs

第二項) sable que dans le cas de haute trahison. F Président de la République n'est respon-條

統領の無責任を明規したるなり。責任の歸する 即ち第三條末項 したるものにしてい て、第六條は大臣の責任及び大の規定は大臣副署の原則を確定

からず。 惟ふに有為の人材を得んと欲せば成る可く選擇 齢で 議員 年齢 どを 區別する は多くの ならざる可からず)をせり。 乍ら佛 の範圍を大ならしめざる可からず。 議員年齢を二十五歳 制度の良否に因由する所大なり。 性質如何に懸る 對する問責者の權力の過大なるに在り。 にする いて云ふものにして、 づ佛國の選舉制度に就い 在るなりo ば内閣に對し て却つて議員年齢を選界年齢より 國 能 佛國に於ては選舉年齡を二十 憲政の弱點は是れに はざる所以質に此に在つて存 惟ふに佛國憲政の成績如何は議 の存する所なりの 八は其の必要を認めざるものなり。 所多く、 立 法 部は除りに優越なる地位に (是れ勿論代議院議員に就 元老院議員は四十歳以上 建ての合とと、…… 選擧年齢を二十一歳としいて講究する所なかる可いて講究する所なかる可 斯くの如く選舉年 あらず^o 此の見地よ 國に見る所 の權勢を擅 責任者 すっ 換言 院 3 0

難も を同一にし、 n を認めざるは原則として不可なり。 被選資格を 8 こどを利 偏することなく。 10 年 選舉年齢に遠せる者は同 有するも どする の主張者之なきにあらずと のと定む 格を認め 可かり 齢と ら選舉 故 員年齢と に其の孰 時に し 心 資格 牟 齡

3, 其の二名に就いて決選投票 於ては斯か 單純多數を削するものを當選者とす。 二次の選擧に際して選擧人は指定候補者以外の べし。 方共に弊害を伴ふことを斷言するに躊躇せざる 次の選舉に於て絕對多數を制するもの之なき 又佛國の制度に據れば、 其の孰れ の過年數を取得せざる 更に第二次の選舉を行ひ、 となれば普魯西の制度に在りては第 ゝる場合に最高得點者二名を選び が勝れるやを 可からずっ 議員に當選するには (engere Wahl) を行 一考するに、 此の場合には 即ち薬權する 于 して第 は双

> ず は質 票を投ぜざるを得ず、 を奬勵するの弊之あれば也。 にあらざれ に同 の分裂を促し、 一の手續を反覆するの要あるのみなら ば元來自己の所望せざる候補者に 又佛蘭西の制度に在 政派の無意義なる抗争 b 7

府干渉の便宜上小選擧區を採用したり。一八七は小選擧區制度專ら行はれたり)一八四八年のは小選擧區制度專ら行はれたり)一八四八年の度とを交々採用し來れり。(尤も第三共和政時代 年以來、 るにも の下に 六年 選舉區 次に考慮す可きは選擧區問題なり。 の選舉に際して共和主義者は小選擧區制度 於ける 拘らず意外の好成績を收め得たるが 制度と Scritin de liste 即ち大選擧區 佛蘭西は 選擧の結果如何を甚しく憂 Scrutin d'arrondissement を慮りて大選擧區制度復與 一七八 HI した 制 5

別と、も、一八八五年業を可決し、司に 的を以て憲法改正に着民が内閣議長たるや、 度の下 敗に歸し。 b ふて 選擧區制案は下院を通過したるも保守派鏡)なり」と。氏の雄辯は終に議院を動か Œ 一八八八 に王 8 せしむる能 ~て大選擧區 办式 て大選擧區制は雄辯廣舌の主張者を失入一年溢焉として白玉樓中の人となれ、終に桂冠したるが不幸は更に氏を襲憲法改正に着手せんとしたるも不幸失憲法改正に着手せんとしたるも不幸失 6 の最 同年十月の せらるゝ議院は佛蘭西 することを得 はざる して 年の議會は遂に 乎として之を否決したり 権堡なり、 動の主謀者 miroir 總選舉をし t brisé 0 て大選皋區制 た b c 0) M せらる 實祉 躞 7. の勢力 \$1 は是 たる 71 會 0 0 制

を恐 seaŭ は多く 一身に集 3 多き 然れ る にあら 九三年 0 八九 Ŧi. 1九○二年、時の内閣議長 Walder」、 くは比例代表主義を併用せんとするものな あらず。唯一八九五年以後の大選舉區論者 n に苦 ども今日大選擧區論者の勢力は敢て衰へた 又復小選舉 を失望せし たのみ 比例代 年の の小選擧區反對論者は一八八九 〇六年 Charles Benoist 氏を委員長とせ 0 の選舉には むるを見て恐怖 選舉は共和主義者の勝利に歸し、 T. ならず、 たる後、 表主義の採用に依りて左なきだに と豹變し め の保障せらるゝ 制度を復 0 一層議席 に分裂する 比例代表制度の採用 小選界區制度の下 72 の念を生じ るな を増加し得た 60 72 ことを切言し に至らん に関す 兎ま 年 八八八 に於て Įζ b 2 b は小

二年七月 度は佛蘭西 らん は選擧區 したるも元老院を通過せざりき。 制度 O, 51 十日大選擧區比例代表法案は下院を通 を痛撃し、 に於 題は實に主要問 〇九 ては 早晚實現 一〇年の 題となれ せらる 選擧に 90 ここと 比例 代表 71 <u>----</u> 儿 > し 小 制 τ

及る、 撃費用、選挙 可から むることを得べしと雖も 佛崩 るゝ時は六千圓の年俸必ずし 治の原則に悖るべ É 議員を排斥し、 H \$ 當の支給を受くるか 四 選擧區に對する種々の寄附等を考慮に て議院を組 議員を名譽職とする時は下劣なる職 しさ雖も、 會議 の、巴里に於けるは年俸六千圓 議員の 組織せし 立たんとせば、 富裕ならざるものに 斯くては獨っ 選學費用の寄附を 於ける生活 ては獨り富裕者 8 を一段向上せし 大なりと云 を受く。 15 り民

> 受くる 所謂 め どならん。 るくこと質に真大なるものある 上の見地 害 の便宜に外ならず、若し議員にして選擧區の 悉人。 を重しとし、國家の利害を輕しと做 log rolling の弊極度に達して憲政の累せら מל より 爲めに 選擧區を設くるは議員を選擧する為 ĺ て議員有給 政見の獨立を害せらるゝこと せよ金銭上選擧區民に依頼す 制度に賛する べし。 吾人は以 さんか

之を修正 老院と 英國及び普國の上院と異なり、 算に就いて先議権を有すと雖も、 J.C ては米の上院遙かに佛の上院に優れ 地歩に 由なる 佛國の憲 立 ic し得べし。 似 修正權を附 たりの 下院に豫算先議 なし 法起 草者は代議院と元老院とを對當 勿論質際 此の點に於て佛國の上院は 興する 政治上 権を與 は矛盾せり。 北米合衆國の元 一の勢力に へ年ら上 上院は自由に b 歪 は兎 17 **b**. 粮

第十二號 一〇七

(一四四三)

佛國黨政の研究

案に就 院の議決に 元老院は代議院と等しく選舉に依つて組織せら なる過誤な 是認せざるを得ざること、なすと同時に 時に兩院對當の地步を保障せんと欲せば必ずし 算に闘する下院の先議權をして其の之を附與し 良策 >にも拘らず其の勢力は敢て强大なりと言 其の指定の法案に對しては上院の議決に重大 規定を設くるなり。 法案に就い る本來の精 からずっ なきにあらず。 いては下院をして先議せしめ、 き以上其の議決を覆すこと能はずど 重大なる過誤わりたる場合の外之を ては上院に先議權を附與し、 神を没却することなからしめ、 即ち豫算、 然れども質際に於て佛國 其他の金銭法 上院は下 下院 一定

る

全きを得

ば彈劾

制度を利用するの機會は尠な

confection des lois. Toutesois, les lois Chambre lieu, présentées à finances doivent dépŭtés, concurrement la Chambre des deêtre, en premier initiative et वि व

> 老院は其の審決を爲すの權を有す。 者は前者よりも保守的なるに似たり。 大統領並に國務大臣を彈 佛國の元老議 北米合衆國の元老院議員は三十歳以上なるに putés et votées par elle. (Loi 員は四十歳以上なるを見れば、 L'organisation du Sénat) 刻するの確を有し、 機會は尠なか憲法の運用 代議院は relative

ary anarchy と云ふc蓋し議院勢力の過大なるを interpellation を非難するもの多し。 Duguit τ 諷したる也。内閣の動搖絕えずして其の基礎の の諸氏の如き即ち然り。殊に英國には存せずし にも内閣政治の現狀に不滿なるもの決して尠な 甚だ不安定なるを評したる也。 」シャや○ Dŭgŭit, Moreaŭ, Barthélemy, Fagŭet, 英米の學者 べし。 **帰國の憲政に累すること大なる無分別なる** は佛國の政治を評して Parliament 佛國の學者の中

も佛國に於ては政府を轉覆するの原因となどる國なれば內閣の運命には些の影響なき一小些事 通常政府信任有無の表決に了るものにして、 るべし。

均壽命は八ヶ月を越えず。 等の數氏を算するに過ぎず。 政府の更迭を見たるの 以上の壽 を枚擧するの煩に堪へざるなり。佛國内閣の平 Salisbury の内閣を主宰したる人は Beaconsfiled, Gladstone, 八七五年以來佛蘭四 回なるを知らず、 國憲政の一大弱點は内閣 命を有したる内閣僅かに敷指を屈する Balfour, Campbell-Bannerman, は僅々敷月の短命内閣なりきの 英國は其間僅かに十回餘の は内閣を更迭すること幾 みの 一八七五年以降二年 最近四十年間英國 佛蘭西に於ては之 の短命なるに在り Acquith

> 國の内閣に採る所なきにわらず、 將た又其の施政の方針に於て大同小異なりと云 る内閣も今日成立する内閣も其の顔鯛に於て、 成立を見たること僅かに數囘のみ。 八七五年以降舊内閣の閣員を含まざる新内閣の 内閣の更迭必ずしも政策の變更を意味せず。 り、同國憲政の爲めに喜ぶべし。佛國に在りて ども近年佛國の内閣も浉次長命となる ふに至りては事寧ろ滑稽ならずや 策に激變なきこと是也?四十十一十二) 0 即ち内閣の さり乍ら佛 昨日倒れた の傾 向あ

(一四四五)